

在宅障害者地域訓練会事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 在宅心身障害者(以下「障害者等」という。)に対する地域ケア対策の一環として、障害者に集団生活適応等のための自主訓練を行う団体に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金を交付するものは、障害者に対して自主的に集団生活適応等のための訓練会を行っている団体で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に居住する障害者とその保護者を構成員としていること。
 - (2) 訓練の対象となる障害者が5人以上であること。
 - (3) 訓練は毎月1回以上実施すること。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。
 - (4) 訓練に当たる指導員が1人以上登録されていること。また、訓練にはその指導員が必ず参加すること。
 - (5) 自主訓練と認めうる活動を申請時から年度末まで行える団体であること。
 - (6) 市から補助金の交付を受けようとする日の属する年度において、この要綱の規定による補助金と同じ趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項第4号に規定する指導員は、保育士若しくは教員の資格を有する者又はこれと同等の知識経験を有する者と認められるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、訓練の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償金(講師謝礼等)
- (2) 印刷製本費(会報の印刷・発行費用等)
- (3) 保険料
- (4) 使用料(会場使用料等)
- (5) 教材費(テキスト代等事業の実施に直接必要なもの。)
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助額)

第4条 補助額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる金額の合計額と、補助対象経費を比較して、少ない金額とする。

(1) 訓練の対象となる障害者の参加者が10人以上の場合 1回3,300円

(2) 訓練の対象となる障害者の参加者が9人以下の場合 1回1,700円

2 補助金交付の対象となる訓練は、年間50回を限度とする。ただし、年度途中からの申請にあつては交付の決定の日の属する月から年度末までの月数に4を乗じて得た数を限度とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第3号の規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 訓練の対象となる障害者の名簿

(2) 訓練実施予定表(訓練の目的、実施日時、場所、参加人数及び指導員の氏名が記載されているもの)

(実績報告書の提出)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 歳入歳出決算書

(2) 訓練実施報告書(訓練の目的、実施日時、場所、参加人数及び指導員の氏名が記載されているもの)

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類等を当該補助金の対象となる事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間整備保管しておかなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。